

インフォメーション

第29回伊万里の夏

どっちゃん祭り 8月5日(日)

午前10時～午後9時30分 伊万里市街地

●問合先 観光課観光戦略室 (☎☎209031)

時間	イベント内容
午後1時30分～	開会宣言、伊万里子ども太鼓の会演奏
午後1時50分～	どっちゃんダンス(1部)
午後2時40分～	伊万里津物語『入船』(伊万里太鼓)
午後3時～	連結輪くぐりリレー
午後3時15分～	古伊万里・子ども商人俵運びレース
午後4時～	伊万里出身 マジシャン Osamu による イリュージョンマジックショー
午後4時45分～	MaDaRa による太鼓の演奏
午後5時05分～	どっちゃんダンス(2部)
午後6時25分～	パレード、女みこし
午後7時05分～	もち投げ、どっちゃん抽選会
午後7時30分～	みんなで踊ろう どっちゃん祭り(総踊り)
午後7時50分～	伊万里津物語『出船』(伊万里太鼓)、女みこし
午前10時～ 午後9時30分	物産展〔中央駐車場、駅前広場〕
午後1時30分～日没	どっちゃんライブ・フリマ〔駅前広場〕



祭りのフィナーレを飾る勇壮華麗な『女みこし』
※担ぎ手随時募集中



総踊り当日飛び入り参加者限定で、伊万里牛などの特産品が当たる抽選会を行います。

※飛び入り参加受付は先着100人(女性限定)で午後6時30分から祭り本部で行います。

《8月5日(日) 通行規制情報》

- 本町バイパス(市道八谷搦・上伊万里線)
 - ▷本岡金物店前～浜町交差点
午前8時～午後11時
 - ▷浜町交差点～セントラルパーキング前
午前9時～午後11時
- 駅通り(市道伊万里駅前・松島線)
 - ▷カワラ文具前～相生橋北詰
午前9時～午後11時

市民応援団
一口オーナー募集!
(1口1,000円)

第50回市民納涼 花火大会

8月4日(土) 午後8時 国見台公園

※荒天の場合は中止

●問合先 市観光協会 (☎☎3479)

新しい被保険者証を郵送します

国民健康保険

被保険者証が届いたら

■内容を確かめてください

現在交付している『国民健康保険被保険者証』の有効期間が、7月31日で満了になります。8月から使用する新しい被保険者証を7月下旬までに世帯主に郵送します。手元に届いたら記載内容を確認し、誤りがある場合は連絡してください。

※国民健康保険税の滞納がある世帯については、税務課窓口で納税相談後に交付します。

■被保険者証の様式が変わります

平成30年4月から国保制度が変わり、佐賀県が国保の運営に変わりました。そのため、今回の更新から県内統一の新しい様式の被保険者証となります。

■70～74歳の人の高齢受給者証と被保険者証が一体化

70～74歳の国民健康保険被保険者に交付している『国民健康保険高齢受給者証』の有効期間も、同じく7月31日で満了になります。8月以降も該当する人には、高齢受給者証と一体化した被保険者証を郵送します。被保険者証には、所得などに応じて、自己負担割合（1・2・3割のいずれか）が記載されています。

■古い被保険者証・高齢受給者証の処分方法

これまでの古い被保険者証・高齢受給者証は、8月以降使用できません。第三者に悪用されないように、市役所または出張所に返却するか、はさみなどで必ず裁断し、燃えるごみとして処分してください。

入院時などの窓口負担を減らすために

入院など高額な治療を受けるときは、『限度額適用認定証』の交付を受けましょう。認定証を医療機関に提示すると、窓口負担が、それぞれの世帯の所得などに応じた限度額までになり、住民税非課税世帯の人は食事代が減額されます。

●対象

- ① 70歳未満の人
- ② 70～74歳までの低所得者Ⅰ・Ⅱ（住民税非課税世帯）の人
- ③ 70～74歳までの現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人
（区分が一般または現役並み所得者Ⅲの人は、保険証の負担割合で所得区分が確認できるため、認定証は必要ありません。）

※国保の住民税非課税世帯とは、世帯主および被保険者である世帯員全員が住民税非課税である世帯のことです。

※有効期限が7月31日となっていますので、認定を受けていた人も8月以降は新たに申請が必要です。申請した月の1日から適用となりますので、早めに手続きしてください。

※国民健康保険税を滞納している世帯には、認定証は交付できません。



国民健康保険被保険者証
(桃色)

交付者はこれまでどおり
伊万里市です



国民健康保険被保険者証
兼高齢受給者証 (桃色)

負担割合が
表示されます



7月下旬、皆さんに

後期高齢者医療



後期高齢者医療被保険者証
(橙 色)

被保険者証が届いたら

■内容を確かめてください

現在交付している『後期高齢者医療被保険者証』（草色）の有効期間が、7月31日で満了になります。8月から使用する新しい被保険者証（橙色）を7月下旬までに皆さんに簡易書留で郵送します。手元に届いたら内容を確認し、記載内容に誤りがある場合は連絡してください。

※後期高齢者医療保険料の滞納がある人については、税務課窓口で納付相談後に交付します。

■古い被保険者証の処分方法

有効期間が満了した被保険者証は、8月以降使用できません。第三者に悪用されないように、市役所または出張所に返却するか、はさみなどで必ず裁断し、燃えるごみとして処分してください。

入院時などの窓口負担を減らすために

入院など高額な治療を受けるときは、事前に『**限度額適用・標準負担額減額認定証**』の交付を受けましょう。認定証を医療機関に提示すると、医療費や食事代などが減額されます。

●対 象 世帯の全員が住民税非課税の人

※すでに認定を受けている人には、保険証と一緒に新たな認定証を郵送しますので、更新の手続きは必要ありません。有効期間満了の認定証は、保険証と同じく適正に処分してください。

※8月から、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人は『**限度額適用認定証**』が必要となりますので申請してください。詳しくは18ページの表をご覧ください。

Q **どんな人が後期高齢者医療の対象になるの？**

A 75歳の誕生日をもって、それまで加入していた国保、健保組合、共済組合などから移行します。この場合の手続きは不要です。

※65歳以上75歳未満の人で一定の障害がある人は、広域連合から認定を受けることで移行できます。事前に長寿社会課に相談してください。

●問合先

- ▷長寿社会課医療保険係 (☎☎2153)
- ▷後期高齢者医療広域連合 (☎0952④8476)

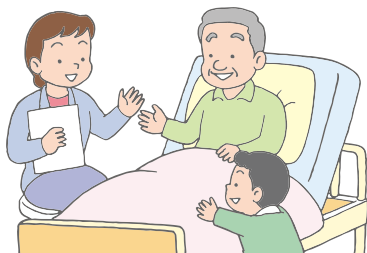
— 注意してください —

国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者証は、別々の封筒が届きます。

国民健康保険の被保険者証は伊万里市が作成し、後期高齢者医療の被保険者証は佐賀県後期高齢者医療広域連合が作成します。それぞれ、発送の時期が異なります。

※紛失時の再発行は、市で行います。

- 問合先 長寿社会課医療保険係 (☎☎2153)



国民健康保険・後期高齢者医療

高額療養費制度で70歳以上の人の自己負担限度額が変わります

● 問合せ先 長寿社会課医療保険係 (☎2153)

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、国の制度改正に伴い、8月からの自己負担限度額が下のように変わります。

	7月まで			8月から		
	所得区分	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	所得区分	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み	課税所得 145万円 以上の人	57,600円	80,100円+ (医療費- 267,000円) × 1% <多数回44,400円(※2)>	Ⅲ 課税所得 690 万円以上の人	252,600円+(医療費-842,000円) × 1% <多数回140,100円(※2)>	
一 般	課税所得 145万円 未満の人 (※1)	14,000円 (年間の上 限144,000円)	57,600円 <多数回44,400円(※2)>	Ⅱ 課税所得 380 万円以上の人	167,400円+(医療費-558,000円) × 1% <多数回93,000円(※2)>	
住民 税非 課税	Ⅱ 住民税非課税 世帯(※3)	8,000円	24,600円	Ⅰ 課税所得 145 万円以上の人	80,100円+(医療費-267,000円) × 1% <多数回44,400円(※2)>	
	Ⅰ 住民税非課税 世帯(年金収 入80万円以 下など(※3))		15,000円	課税所得 145万円 未満の人 (※1)	18,000円 (年間の上 限144,000円)	57,600円 <多数回44,400円 (※2)>
				Ⅱ 住民税非課税 世帯(※3)		24,600円
				Ⅰ 住民税非課税 世帯(年金収 入80万円以 下など(※3))	8,000円	15,000円

新たに限度額適用認定証を申請してください。

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、『旧ただし書所得』の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から『多数回』該当となり、限度額が下がります。

(※3) 住民税非課税世帯の人については、従来どおり限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

介護保険負担限度額認定証を交付します

特別養護老人ホームなどの施設サービスを利用する場合、低所得の人の利用が困難とならないように、申請により、介護保険負担限度額認定証を交付します。認定証があれば、施設サービスを利用する場合の食費、居住費の利用者負担金が、所得に応じた負担限度額までとなります。

認定を受けていた人も、認定証の有効期限は7月31日までですので、8月以降については新たに申請が必要です。

第1段階	住民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者、または生活保護受給者
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額、課税年金収入額および非課税年金収入額が80万円以下の人
第3段階	住民税非課税世帯で第2段階以外の人

※次のいずれかに該当する人は対象になりません。

- ① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税を課税されている人
- ② 住民税非課税世帯でも、預貯金などが一定額を超える人(単身1,000万円、夫婦2,000万円)

● 問合せ先 長寿社会課介護給付係 (☎2154)

76歳歯科健診(歯あわせ健診)を受けましょう

お口の健康は体全体の健康につながります。平成30年度に76歳になる人を対象に、歯科健診を実施します。この健診は、口腔内衛生状態や口腔機能評価を検査項目に加え、充実した内容となっています。

- 対象者 昭和17年4月1日～昭和18年3月31日に生まれた人
- 健診内容 粘膜・歯・顎関節の状態、歯や歯周疾患の状態、プラークの付着状態、嚥下機能(飲み込み)評価など
※健診後に健診結果の説明とアドバイスがあります。
- 費用 無料(受診後に治療を行った場合は有料です。)
- 受診方法 対象者には7月に受診券を送付しますので、事前に電話で予約し、受診してください。
- 実施期間 7月1日(日)～平成31年3月31日(日)
- 問合せ先 佐賀県後期高齢者医療広域連合 (☎0952648476)

介護保険料（特別徴収）を平準化します

● 問合せ 長寿社会課介護給付係 (☎☎2154)

介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、4・6・8月に『仮徴収』、10・12・2月に『本徴収』として納めていただいています。しかし、所得の変動などで仮徴収額と本徴収額が大きく異なる場合は、特別徴収額が年間を通じてできるだけ均等になるように、8月分の介護保険料の仮徴収額を変更します。

仮徴収・本徴収とは何ですか

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでは、前年度の保険料額をもとに仮に算定された金額で納めていただきます（金額は被保険者ごとにお知らせしています）。			確定した年間保険料額から仮徴収分としてすでに納めた分を引いた金額を3回に分けて納めていただきます（金額は7月にお知らせします）。		

平準化とは何ですか

仮徴収額は、原則として前年度2月分の特別徴収額と同額になりますが、所得段階の変動などにより保険料段階が変わると、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。このままでは、1年間の保険料徴収額が仮徴収と本徴収で偏ったままになってしまいます。そのため、1年間を通じて保険料徴収額ができるだけ均等になるように、すでにお知らせしている8月の徴収額を変更することを『平準化』といいます。

● 例（平成30年度、年額92,880円の場合）

▷ 平準化しない場合

4月	6月	8月	10月	12月	2月
17,500円	17,500円	17,500円	13,580円	13,400円	13,400円



▷ 平準化した場合

4月	6月	8月	10月	12月	2月
17,500円	17,500円	11,200円	15,680円	15,500円	15,500円

※上記は例ですので、前年度の保険料段階や仮徴収額により、各徴収月の保険料額は異なります。

※7月中旬に平成30年度の介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書を郵送します。内容を確認してください。

65歳以上の人の介護保険料を減免します

● 問合せ 長寿社会課介護給付係 (☎☎2154)

市では、65歳以上の人で介護保険料の納付が困難な人について、保険料を減免（軽減）します。

どんな人が減免されますか

介護保険料の保険料段階が第2段階または第3段階で、次の要件をすべて満たしていると認められる人は、保険料が第1段階の額（年額34,836円）に減免されます。

- ▷ 預貯金および有価証券の合計額が150万円以下の人
- ▷ 市民税が課税されている人と同一生計でなく、扶養されていない人
- ▷ 不動産などの資産を活用して、なお生活が困窮している人
- ▷ 本人および世帯員の前年の収入金額（遺族年金や障害年金などの非課税収入を含む）の合計額が100万円（世帯員1人につき40万円を加算する）以下の人

※65歳に達した日以降に、下記のような非自発的な理由で離職する介護保険の第1号被保険者については、減免の対象になる場合があります。

- ▷ 企業の倒産・解雇などによって再就職の準備をする時間的な余裕がなく離職を余儀なくされた人
- ▷ 派遣・契約社員など、期間に定めのある労働契約が更新されなかったことなどを理由として離職した人

手続きはどうするのですか

介護保険料の減免については、申請が必要です。7月末までに市役所で手続きをしてください。手続きをする際は、印鑑や医療保険証、年金などの収入を証する書類などを持参してください。詳しくは、上記へ問い合わせてください。

8月から介護保険の費用負担を変更します

● 問合せ 長寿社会課介護給付係 (☎2154)

介護保険法の改正により、介護サービス利用者や施設入所者の負担割合を8月から変更します。一定以上の所得がある65歳以上の人は、介護サービスを利用する際の利用者負担が2割または3割になります(40～64歳の人の利用者負担は1割です)。

要支援・要介護認定を受けている被保険者全員に、負担割合が記載された介護保険負担割合証を送付します(7月中～下旬)。介護サービス利用の際に被保険者証と一緒にサービス提供事業者に提示してください。

対象者	負担割合
次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額(※1)が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の『年金収入+その他の合計所得金額(※2)』が、単身世帯の場合340万円以上、2人以上の世帯の場合463万円以上	3割
3割負担の対象とならない人で、次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額(※1)が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の『年金収入+その他の合計所得金額(※2)』が、単身世帯の場合280万円以上、2人以上の世帯の場合346万円以上	2割
上記以外の人	1割

(※1) 合計所得金額
収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除したあとで、基礎控除や人的控除などの所得控除をする前の所得金額

(※2) その他の合計所得金額
合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額

7月は『青少年の非行・被害防止全国強調月間』です

7月は、内閣府が提唱する『青少年の非行・被害防止全国強調月間』です。

国や県、市町、関係団体に地域の人々を加えた有機的な連携のもとに、青少年の規範意識の醸成や青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るための運動・諸活動を展開し、青少年の非行・犯罪被害の防止と保護の徹底を図ることとされています。

皆さんも、夏休みを前にも子どもを非行や犯罪被害から守

るために何ができるかを考え、月間中の運動に協力をお願いします。

また、7月は、法務省が主催する『社会を明るくする運動』の強調月間・再犯防止啓発月間でもあります。犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、犯罪や非行に陥らないように地域社会で支える活動が全国で展開されます。皆さんの協力をお願いします。

伊万里実業高校の校歌(歌詞)・校章デザインを募集

伊万里商業高校と伊万里農林高校の再編により、平成31年4月に新しく開校する伊万里実業高校の、校歌の歌詞と校章デザインを募集します。

またはメールにより提出してください。
※作成要領および応募用紙は、伊万里商業高校、または伊万里農林高校のホームページからダウンロードできます。

● 応募資格 誰でも、何点でも応募できます。

● 募集期限 7月27日(金)

● 応募方法 校歌の歌詞および校章デザインの作成要領を確認のうえ、所定の応募

用紙に記入し、持参、郵送、

伊万里市脇田町1376

〒848-0028

伊万里市脇田町1376

● 重点課題

- ① インターネット利用に係る犯罪被害等の防止
- ② 子どもの性被害の防止
- ③ 有害環境への適切な対応
- ④ 薬物乱用対策の推進
- ⑤ 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止
- ⑥ 再非行(再犯)の防止
- ⑦ いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

● 問合せ

青少年センター
(☎22658)

※メールアドレス
imarishougyoukoukou

@mail.saga-ed.jp

② 伊万里農林高校

〒848-0035

伊万里市二里町大里乙

1414

※メールアドレス
imarinourinkoukou

@mail.saga-ed.jp

● 問合せ

伊万里農林高校

(☎234138)

パブリックコメント(市民意見提出手続制度)

伊万里市中小企業・小規模企業振興条例(案)

より多くの市民の意見を参考にするため、パブリックコメントを実施します。皆さんの意見をお寄せください。

市では、中小企業・小規模企業の振興を図るにあたっての基本理念や基本方針などを明確にし、市民や関係機関などの理解と協力を得て、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、伊万里市中小企業・小規模企業振興条例を制定します。

パブリックコメント案内

- ◆意見提出をお願いする資料
伊万里市中小企業・小規模企業振興条例(案)
- ◆意見募集期間
7月1日(日)～24日(火)
- ◆案の公表場所・入手先
(1)企業誘致・商工振興課または情報広報課市民サービス係
(2)各町(地区)公民館または市民図書館
(3)市ホームページ <http://www.city.imari.saga.jp/>
- ◆意見の提出方法
意見は、住所・氏名(または団体名)を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。
①メール kigyuu-shoukou@city.imari.lg.jp
②郵便 〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1 伊万里市役所 企業誘致・商工振興課
③直接提出 案の公表場所・入手先(1)または(2)
④ファックス ☎2474
- ◆問合せ
企業誘致・商工振興課商工振興係 ☎☎2184

平成31年度農業佐賀県単独事業

水田農業および園芸農業の担い手が行う、農業経営に必要な機械・施設の整備を補助します。

- ◆さの米・麦・大豆競争力強化対策事業
- 事業主体 農家3戸以上が含まれる団体、集落営農組織、特定農業法人、認定農業者など
- 対象機械・施設など 田植機、コンバイン、トラクター、

畦塗機、その他特に必要と認められる機械・施設

- ◆さが園芸農業者育成対策事業
- 事業主体 農家2戸以上が含まれる団体、農業協同組合、農業経営開始後5年以内の認定就農者・認定新規就農者・認定農業者、市長が特に必要と認める農業者
- 対象機械・施設など 園芸用ハウス、長寿命化対策、園芸振興において政策的に

必要な施設・機械・装置・資材など

- ◆共通事項
- 応募期限 7月13日(金)
- 応募・問合せ
農業振興課営農流通係
(☎☎2557)
- J A伊万里営農振興課
(☎☎5560)
- ※採択要件などの詳細については、問い合わせてください。

行政評価委員を募集

本市では、行政評価の客観性・信頼性の確保と評価制度の精度向上を目的に、行政評価委員会を設置しています。

- 任期 委嘱の日
- 応募資格 20歳以上の市民
- 職務内容
行政評価委員会へ出席し、市が実施した事業を審査・評価する。
- 会議の時期 10月中旬

●応募方法 応募用紙などを提出(ファックスも可)

- 応募用紙は、企画政策課、各町(地区)公民館、市民センター、市民図書館に備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- 募集人数 4人
- 書類選考を行います。
- 募集期限 7月20日(金)
- 応募・問合せ 企画政策課 行政改革推進室
(☎☎2124)
(FAX)☎7213

ご寄付

ありがとうございます

次の方からご寄付をいただきました。

厚くお礼申し上げます。

※5月1日～31日受付分

(敬称略、希望者のみ掲載)

絵本 25冊

松永 一広 (山代町久原一区)

図書棚・プレート 一式

金子和斗志(新天町)

《福祉基金》

五千元

一般財団法人佐賀県遺族会

三千元

伊万里市老人クラブ連合会

《教育振興奨励基金》

五十万円

森 哲也(白野)

▼は篤志寄付です。